

離職退去者の利用可能な住戸一覧(平成27年3月31日現在)

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃)	入居要件	その他(使用期限等)	
長崎県	長崎県	毛井首団地	長崎市毛井首町237	1	8	3DK	18,600~	平成20年10月以降に解雇等を受けた者で次のいずれかに該当する者 ①雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者又はその同居親族 ②解雇先による住居手当等により居住可能だった住居から退去を余儀なくされる者 ③解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者	原則3ヶ月以内(場合によっては更新できますが、最長1年までです。) 問合せ先:長崎県住宅課 (電話 095-894-3102)	
	長崎県	矢上第1団地	長崎市かき道2丁目1-1	1	1	3DK	24,800~			
	長崎県	三重第2団地	長崎市欽刈町1613番地32	1	1	3LDK	31,100~			
	長崎県	花高団地	佐世保市花高2丁目1-3	1	2	3DK	13,600~			
	長崎県	西諫早団地	諫早市堂崎町5-1	1	1	3DK	16,400~			
	長崎県	桜馬場団地	大村市 桜馬場1丁目218-1	1	1	3DK	17,100~			
	長崎市	日見大曲	長崎市宿町222	1	1	3DK	14,900~	平成20年10月1日以降の雇用先からの解雇等により、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者又はその同居親族。	○使用期間 原則として許可日から6ヶ月以内(最長1年を超えない期間で更新可)	
	長崎市	宿町第2	長崎市宿町221番地1	1	1	3DK	23,800~	提出書類 ①市有財産(市営住宅)使用許可申請書 ②市営住宅入居申込書 ③住民票 ④収入を証明するもの(同居親族を含む) ⑤解雇等により現に居住する住宅から退去を余儀なくされることが証明されるもの ⑥同意書及び誓約書	○使用料 家賃と同額 ○敷金 免除 ○退去時修繕費用 原則免除	
	長崎市	小江原第三	長崎市小江原4丁目42-3	1	1	3DK	25,900~		○問い合わせ先 長崎市住宅課 095-829-1185	
	長崎市	横尾	長崎市横尾5丁目2-12	1	1	3DK	20,800~			
	佐世保市	早岐住宅	佐世保市権常寺町1501	1	1	3DK	22,500~	次に掲げる①~③のいずれかを満たしたかつ④の要件に該当するもの	原則1年未満 〔連絡先〕 佐世保市役所 住宅課 0956-24-1111 内線 2814	
	佐世保市	黒岩住宅	佐世保市吉井町立石231-1	1	1	3DK	20,100~	①雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者又はその同居親族(家族の所得合計が公営住宅法上の所得基準を超えても入居可)		
	佐世保市	楠ヶ丘住宅	佐世保市小佐々町楠泊993	1	1	3LDK	24,100~	②解雇先による住居手当等により居住可能だった住居から退去を余儀なくされる者(家族の所得合計が公営住宅法上の所得基準を超える場合は入居不可)		
	佐世保市	愛の里住宅	佐世保市宇久町平2409-1	1	1	3LDK	16,900~	③解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者(家族の所得合計が公営住宅法上の所得基準を超える場合は入居不可)		
	佐世保市	亀ノ子住宅	佐世保市江迎町末橋410-2	1	1	2DK	15,300~	④平成20年10月以降に解雇等を受けた者		
	佐世保市	山手浦第2住宅	佐世保市鹿町土肥ノ浦166-2	1	1	3DK	17,000~	※解雇等:解雇、派遣労働者・期間工等中途契約解除、雇用止め次に掲げる①~③のいずれかを満たしたかつ④の要件に該当するもの		
	長崎市	島原市	梅園団地	長崎県島原市梅園町丁2907-1	1	10	2DK・3K	8700~	次の要件をすべて備えている方 (1)申込日時点の雇用状況が次のア、イのいずれかに該当する方 ア.既に失業状態にある方。ただし、離職時期は平成20年10月1日以降。 イ.申込日から1ヶ月以内に「解雇」、「雇用契約期間満了による雇い止め」により離職することが決定している在職者 (2)離職理由が次のア、イのいずれかに該当する方 ア.解雇 イ.雇用契約期間満了による雇い止め (3)喪失する住居が次のア、イのいずれかに該当する方 ア.事業主が管理し労働者に対して貸与する社宅・社員寮 イ.職場に付帯した住込み先 (4)入居しようとする家族全員が暴力団員でないこと。	原則1年 問合せ先...都市整備課 住宅班 0957-63-1111

諫早市	船越町東住宅	長崎県諫早市船越町584番地	1	1	3K	9,700	次の要件をすべて備えている方 (1) 諫早市に住所を有する者 (2) 平成20年10月1日以降に解雇等を受けた者 (3) 次のア、イ、ウのいずれかに該当する方 ア. 雇用先からの解雇等により、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者又はその家族 イ. 雇用先からの住居手当等により居住可能だった住居から退去を余儀なくされる者又はその家族 ウ. 解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者又はその家族 (4) 入居しようとする家族全員が暴力団員でないこと。	原則6ヶ月 (ただし、最長1年を超えない範囲で更新可能) 【問合せ先】 諫早市建築住宅課 0957-22-1500 (代表)
諫早市	金谷町ブロック住宅	長崎県諫早市金谷町20番5号	1	2	2K	5,200	次の要件をすべて備えている方 (1) 諫早市に住所を有する者 (2) 平成20年10月1日以降に解雇等を受けた者 (3) 次のア、イ、ウのいずれかに該当する方 ア. 雇用先からの解雇等により、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者又はその家族 イ. 雇用先からの住居手当等により居住可能だった住居から退去を余儀なくされる者又はその家族 ウ. 解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者又はその家族 (4) 入居しようとする家族全員が暴力団員でないこと。	原則6ヶ月 (ただし、最長1年を超えない範囲で更新可能) 【問合せ先】 諫早市建築住宅課 0957-22-1500 (代表)
大村市	竹松アパート	長崎県大村市小路町口328-5	2	8	2K (6/4.5)	6000円 (駐車場使用の場合は別途1500円)	平成20年10月以降に雇用先からの解雇等を受けた大村市に住所を有する者で、次の事項に該当する者 (1) 解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者又はその同居親族 (2) 解雇先による住居手当等により居住可能だった住居から退去を余儀なくされる者 (3) 解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者	原則6ヶ月 (最長1年まで更新可能) 【問い合わせ】 大村市建築住宅課 0957-53-4111 (内線441-442)
新上五島町	朝日B団地	長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷728-11	1	1	3K	10,200～	次の要件をすべて備えている方 (1) 申込日時点の雇用状況が次のア、イのいずれかに該当する方 ア. 既に失業状態にある方。ただし、離職時期は平成20年10月1日以降。 イ. 申込日から1ヶ月以内に「解雇」、「雇用契約期間満了による雇止め」により離職することが決定している在職者 (2) 離職理由が次のア、イのいずれかに該当する方 ア. 解雇 イ. 雇用契約期間満了による雇止め (3) 喪失する住居が次のア、イのいずれかに該当する方 ア. 事業主が管理し労働者に対して貸与する社宅・社員寮 イ. 職場に付帯した住込み先 (4) 雇用の意欲が認められ、就職に向けた就職活動を行うこと。 (5) 入居しようとする家族全員が暴力団員でないこと。	原則6ヶ月 (場合によっては更新できます。ただし最長1年までです。) 問合せ先 新上五島町建築課 0959-53-1118
小計				46				

(注)「その他」の欄には必要に応じ問い合わせ先をご記入ください。

- 1: 公営住宅
- 2: 改良住宅
- 3: 特公賃
- 4: 公社
- 5: 単独住宅等